

Q4参照

① 特許法第2条第1項

この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

② 特許法第29条

産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

(1) 特許出願前に日本国内又は外国において公然と知られた発明

(2) 特許出願前に日本国内又は外国において公然と実施された発明

(3) 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明

特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

③ 特許法第30条第1項

特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、電気通信回線を通じて発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表することにより、第29条第1項各号の1に該当するに至った発明は、その該当するに至った日から6月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項各号の1に該当するに至らなかったものとみなす。

④ 特許法第30条第4項

第1項又は前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第29条第1項各号の1に該当するに至った発明が第1項又は前項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を特許出願の日から30日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

⑤ 特許法第32条

公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明については、第29条の規定にかかわらず、特許を受けることができない。